

2023年8月

審査官庁により意匠の開示が不十分なことを理由として拒絶されることを未然に防ぐための複製物の作成方法に関するガイダンス

(ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則第9規則(4))

免責事項:

このガイダンスは、ハーグ制度に基づく審査官庁と協議した上で作成された。このガイダンスは、自己完結的に又は全てを網羅的に説明するものではなく、各ガイダンスは、出願人が拒絶される可能性を回避するための方法を個別적으로詳述するにとどまる。このガイダンスの最後に掲げた表は、審査官庁が特定のガイダンスを推奨するかを示す。

このガイダンスについて

ハーグ制度の下では、締約国の官庁は、意匠の複製物がハーグ制度の法的枠組みとは異なる可能性がある自国の形式的な要件を満たしていないことを理由に、国際登録の効果を拒否することはできない。それら要件は、指定された各締約国が、国際事務局が実施する審査を経て、すでに満たされているものとみなされるものとする（1999年改正協定第12条（1）、1960年改正協定第8条（1）、1999年改正協定および1960年改正協定に基づく共通規則第9規則およびハーグ協定の適用に関する実施細則の第4部）*。

ただし、締約国官庁は、国際登録に含まれる複製物が、その適用する法に従って意匠を開示するのに十分ではないことを理由に、国際登録の効果を拒否することができる。（共通規則第9規則(4)）。

このガイダンスは、出願人が、これら理由に基づく官庁による拒否の可能性を回避できるように支援することを目的としている。

目次

I. 図が不足する場合

ガイダンス NO. 1

- (a) 十分な数の図を提出する。
- (b) 省略した図についての説明を記載する。
- (c) 製品の保護を求めない部分を表した図を提出する。

II. 保護を求める意匠の表現物が不明確な場合

ガイダンス NO. 2

その他の特定の図を提出する。

III. 製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状が不明確な場合

ガイダンス NO. 3

製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状を示す陰影、網掛け、点又は線を施す。

IV. 保護を求める意匠の表現物の形式や色が相違する場合

ガイダンス NO. 4

異なる形式の複製物を混在させない。白黒図面とカラー図面とを混在させない。

*唯一の例外として、共通規則第9規則(3)に基づいて宣言を行った1999年改正協定の締約国官庁は、国際登録に宣言で指定された、製品の特定の図が含まれていない場合、拒絶を発行することができます。

I. 図が不足する場合

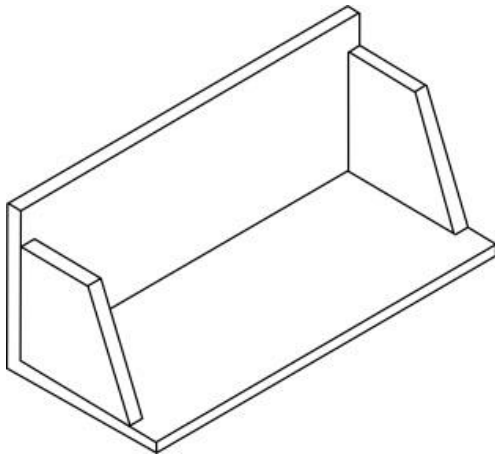
保護を請求する意匠が具現化された製品の全体構成が完全に表されていない場合、意匠が十分に開示されていないと審査官庁が判断する場合がある。

問題となり得る例

以下の事例は、本立てに関するものである。製品の特定制部分のみが複製物中に表され、不足するいくつかの図についての説明が記載されていない。

製品の表示: “**Bookstand**”

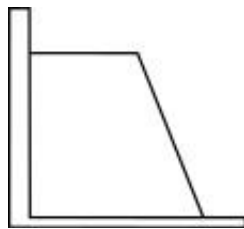
1.1



1.2



1.3



1.4



ガイドランス NO. 1

(a) 十分な数の図を提出する。

(i) 立体的な製品を異なる方向から表した〔6つの〕正投影図、又は平面的な製品（例えば、ポストカード、テキスタイル等）の表面及び裏面を表した2つの図を提出する。正投影図については、正面、背面、平面、底面、右側面および左側面で網羅可能。¹

(ii) 〔6つの〕正投影図の代わりに、製品の全体構成を表す斜視図を提出する。²

(iii) 各図を同一縮尺で表す。³

(iv) 各正投影図の方向を示した適切な凡例（最大 40 文字）又は説明を記載する。

(v) 1つの出願に複数の意匠が含まれる場合、複製物及び/又は説明により、各意匠を完全かつ個別に開示する。

ガイドランス No. 1(a)を踏まえた例

No. 1(a)(A) 6面図の場合

1.1



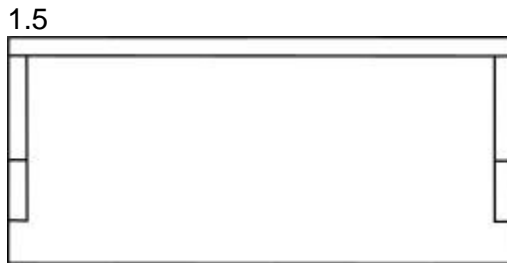
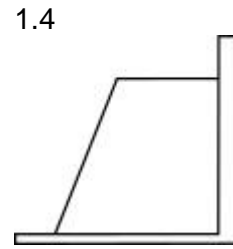
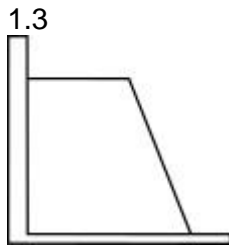
1.2



¹ 保護を求める意匠の特定の部分が、追加に記載した説明と組み合わせても、これら 6 の図面によって明確に開示できない場合は、他の補足図面も出願時に提出する必要があります（ガイドランス No. 2 も参照）。

² ブラジル、および/またはカナダ、および/または中国、および/またはイスラエル、および/またはアメリカ合衆国が指定されている場合、6 面図或いは2つの斜視図のいずれかを提出することで、開示が充分であると保証するものではないことを繰り返す。なぜなら、開示の充分性の判断は、図面の点数に依るのでなく、表された内容に依るからである。意匠を完全に開示するため、正投影図による図と斜視図の組み合わせが一般的に使用される。

³ 図に製品の一部が表されており、（例：ペン先の平面図）、製品の構成が図によって完全に開示することができない場合、当該図に加えて、該当する部分の拡大部分を示す“拡大図”も、提出すべきである。（ガイドランス No. 2 も参照）。

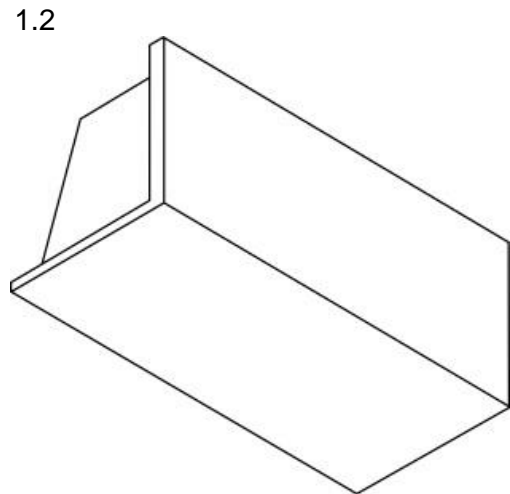
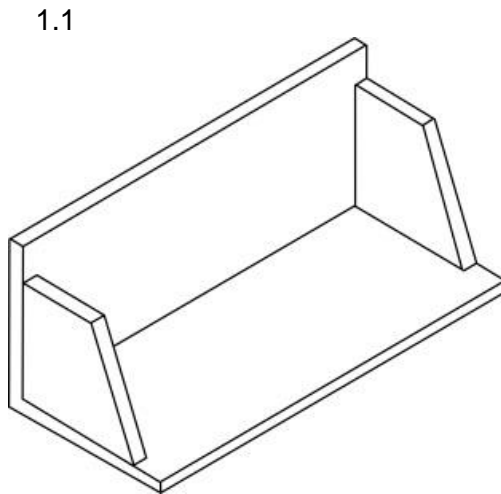


凡例又は説明

1.1) Front; 1.2) Back; 1.3) Left; 1.4) Right; 1.5) Top; 1.6) Bottom.

又は

No. 1(a)(B) 製品の全体構成を表す2つの斜視図の場合



凡例又は説明

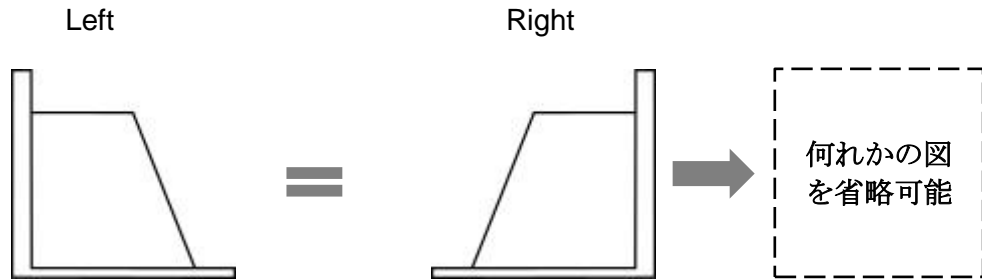
1.1) Perspective (front, top, right); 1.2) Perspective (back, bottom, left)

ガイドランス NO. 1

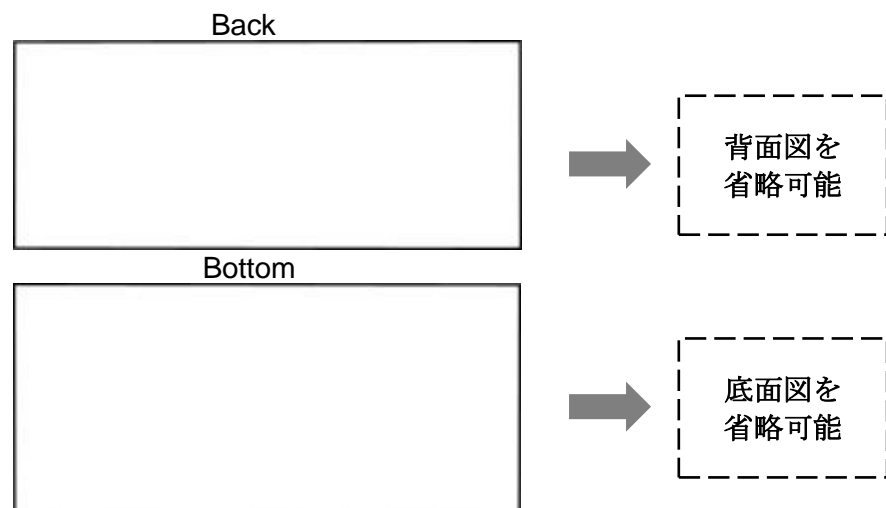
(b) 省略した図についての説明を記載する。

別の図と同一若しくは対称である図、又は製品の平坦かつ無模様な表面⁴のみを表すを省略する場合、省略した図と省略の理由を説明中に明確に記載する。⁵

ある図が反対方向から見た図と同一である場合



背面図及び底面図が無模様である場合



⁴ 日本を指定する場合、製品の平坦かつ無模様な表面のみをあらわす図であっても、省略できない。

⁵ ブラジル及び/又はカナダ及び/又はイスラエル及び/又はアメリカ合衆国を指定する場合、省略した図の説明は、その図が保護を求める意匠の一部を構成する場合にのみ必要となる。省略した図が、保護を求める意匠の一部を構成しない場合には、その図について説明中に記載する必要はない。

ガイダンス No. 1(b)を踏まえた例

3つの異なる方向から表した3つの図の場合

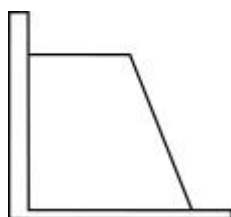
1.1



1.2



1.3



凡例

1.1) Front; 1.2) Top; 1.3) Left.

説明

A back view and bottom view are omitted because the surfaces of the back and the bottom of the product are flat and include no ornamentation. The right side view is omitted because it is a mirror image of the left side view.

ガイダンス NO. 1

(c) 製品の保護を求めない部分を表した図を提出する。

出願人が、製品の特定部分の保護を求める場合、

(i) 製品の特定部分のみの保護を求める場合であっても、[6つの]正投影図又は斜視図により、製品の全体構成を表す⁶。それらの図では、ハーグ協定の適用のための実施細則第403節に基づき、製品の保護を求めない部分は、点線若しくは破線又は着色により表示しなければならない。

⁶ ブラジル及び/又はカナダ及び/又はイスラエル及び/又はアメリカ合衆国を指定する場合、図に表されておらず説明にも記載されていない物品の部分は、保護を求める意匠の一部を構成しないものとみなされる。例えば、保護を求める意匠が本立てで、背面についての図も説明もない場合、背面は、単純に請求の範囲から除外されているとみなされる。背面全体を破線で表した図は必要ない。

(ii) 保護を求めない部分の表示方法に関する説明を記載する。保護を求めない部分が、点線若しくは破線又は着色により表示され、保護を求めない部分の特定方法についての説明がない場合、点線若しくは破線又は着色が、保護を求める意匠の構成要素であるかもしれないという曖昧さを生む可能性がある。例えば、靴に破線が表された場合、説明の記載なしでは、その破線が、意匠の保護を求めない部分を示すものなのか、靴のステッチを表すものなのかが不明確になる可能性がある。点線又は破線は、保護を求める意匠について様々な意味を持ち得るので、特にその意味が曖昧になるおそれがある場合には説明を記載する⁷。

ガイダンス No. 1(c)を踏まえた例

No. 1(c)(A) 6面図の場合

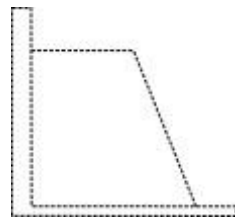
1.1



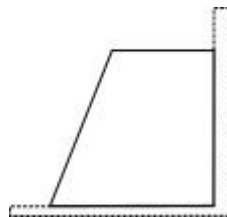
1.2



1.3



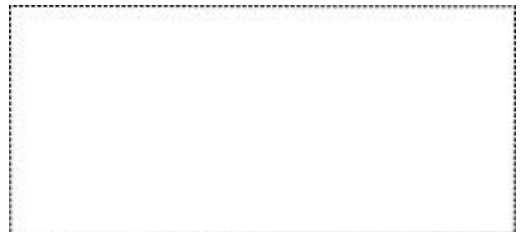
1.4



1.5



1.6



凡例

1.1) Front; 1.2) Back; 1.3) Left; 1.4) Right; 1.5) Top; 1.6) Bottom.

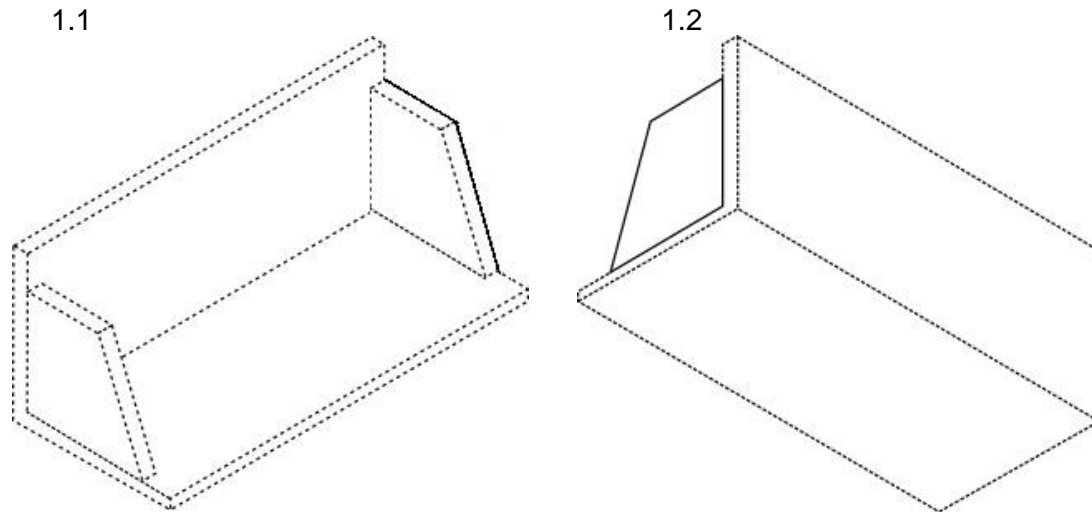
説明

The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design.

⁷ ブラジル及び/又はカナダ及び/又は中国を指定する場合、着色、点線又は破線の使用は、保護を求めない部分の表示手段（ディスクレーマー）とみなされる可能性がある。意匠の複製物が、例えば衣服のステッチングなど、意匠の一部を構成する要素を表すことを意図した点線又は破線を含む場合、それら点線又は破線が、ディスクレーマーではなく、ステッチング又はその他意匠の特徴を表すものと確実に解釈されるよう、願書に説明を含めるべきである。着色が意匠の一部を構成する場合についても、同様のプラクティスが推奨される。

又は

No. 1(c)(B) 製品の全体構成を表す2つの斜視図の場合



凡例

1.1) Perspective (front, top, left); 1.2) Perspective (back, bottom, right).

説明

The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design.

II. 保護を求める意匠の表現物が不明確な場合

保護を求める意匠の範囲が、提出された図と付加的な説明の記載の限りでは明確に特定できない場合、意匠が十分に開示されていないと審査官庁が判断する場合がある。

問題となり得る例

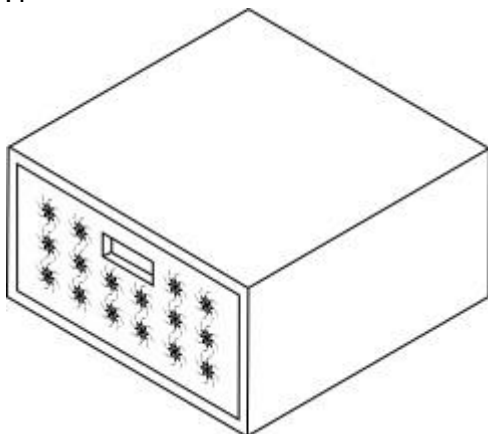
以下の例は、内箱と内蓋を有する保管箱である。この例では、内部構成が明確に表されていない。また、正面の表面上の模様も明確に表されていない。

－ 製品全体の外観は複製物中に表されているが、特定部分の凹凸又は構成が、明確に開示されていない。

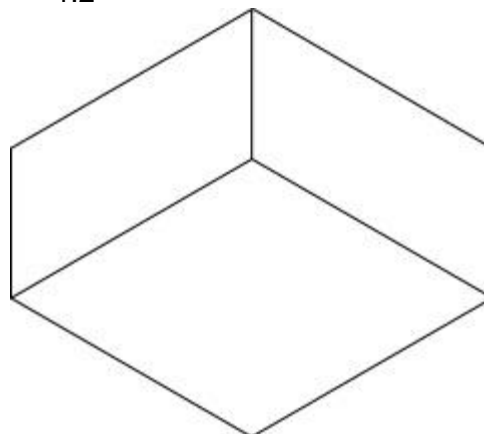
－ 可動又は開閉すると推認される製品の特定部分の構成が、特定の角度からは見えず開示されていない。

製品の表示：“Storage box”

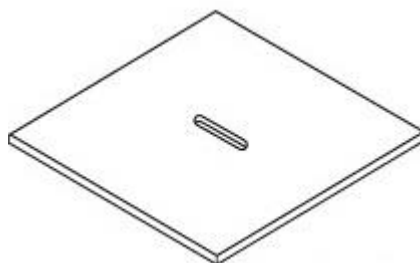
1.1



1.2



1.3



凡例又は説明

1.1) Perspective view (front, top, right side); 1.2) Perspective view (back, bottom, left side);
1.3) Perspective view of the inner lid.

ガイダンス NO. 2

その他の特定の図を提出する。

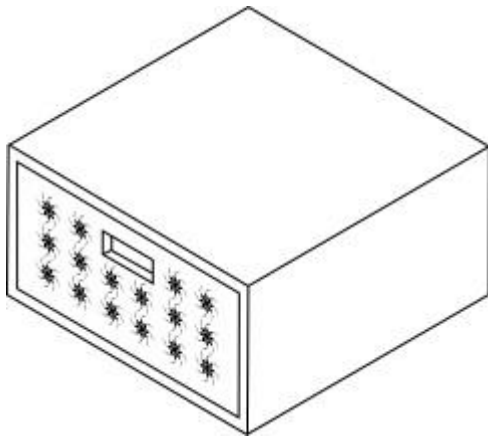
(a) 意匠を十分に開示するために必要である場合には、製品全体の外観を表す標準的な図（ガイダンス No. 1(a)を参照）に加えて、（部分）拡大図、展開図、断面図、変形した状態を表す図等、製品の特定部分の構成をより明確に開示するその他の特定の図を、出願時に提出する。

(b) 当該特定の図が、曖昧になることを避けるため、適切な凡例又は説明を記載する。例えば、「拡大図」と表示されていない図において製品の特定部分が大きく表されている場合、その他の図とは異なる縮尺で表されていることにより、図が相互に一致しないと判断される可能性がある。

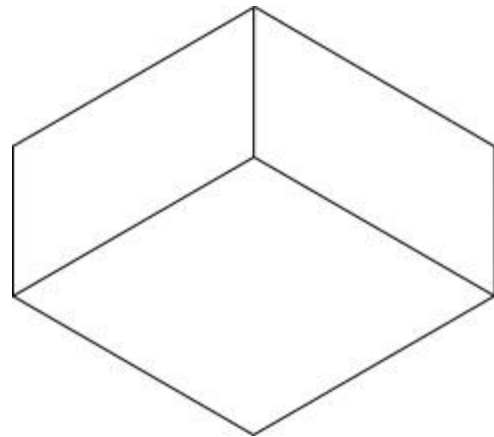
(c) 拡大図又は断面図を提出する際、製品のどの部分を表したものであるのかを、説明や対応する凡例に記載する。

ガイドランス No. 2 を踏まえた例

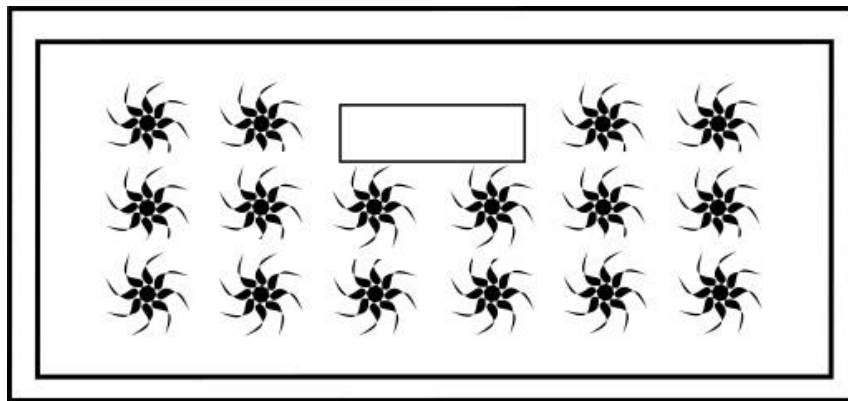
1.1



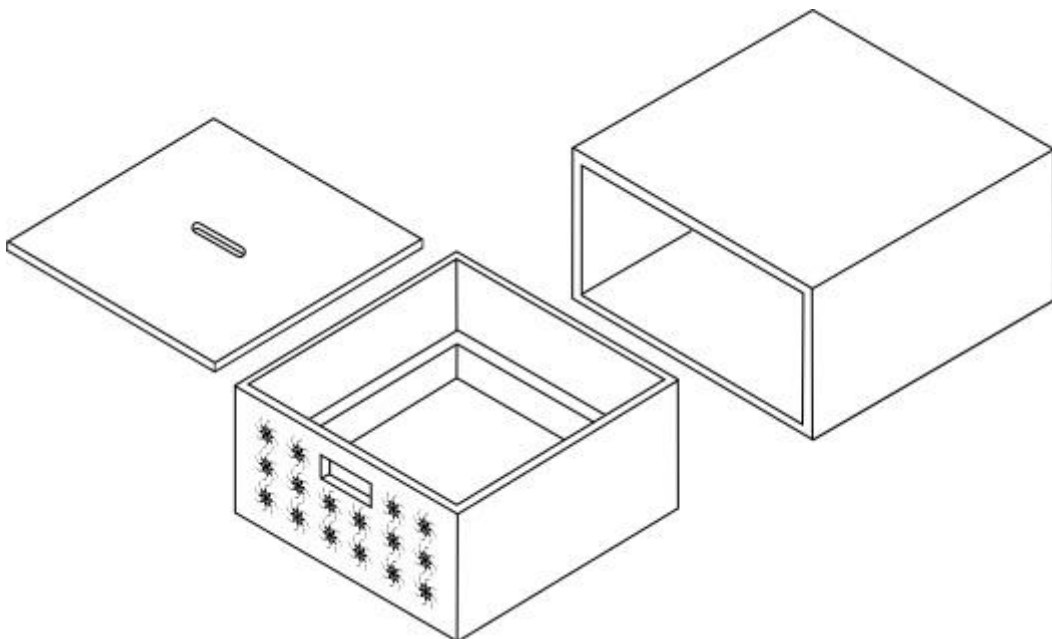
1.2



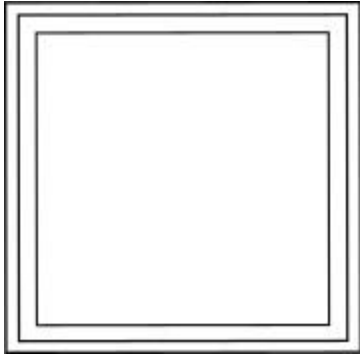
1.3



1.4



1.5



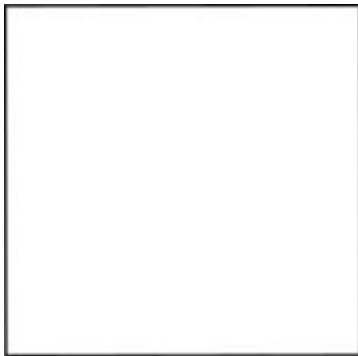
1.6



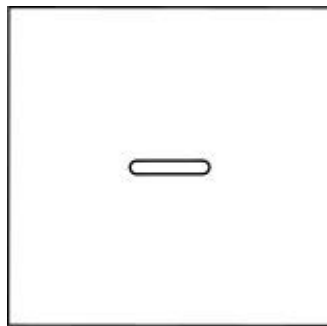
1.7



1.8



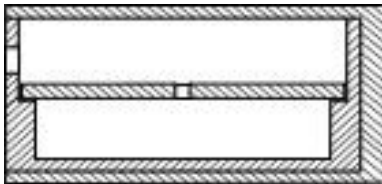
1.9



1.10



1.11



凡例又は説明

1.1) Perspective (front, top and right); 1.2) Perspective (back, bottom and left); 1.3) Enlarged front view; 1.4) Exploded view; 1.5) Top of the inner box; 1.6) Back of the inner box; 1.7) Left of the inner box; 1.8) Bottom of the inner box; 1.9) Bottom of the inner lid; 1.10) Front of the outer case; 1.11) Cross-sectional view⁸.

⁸ ブラジル及び/又はカナダ及び/又は中国及び/又は日本及び/又はメキシコ及び/又はアメリカ合衆国を指定する場合、断面図を提出する際には、切断箇所が図中にて視覚的に及び/又は説明にて特定されることが推奨される（例えば、「Cross-sectional view taken through front to back center」又は「Cross-sectional view sectioned vertically at the center of the front view」）。

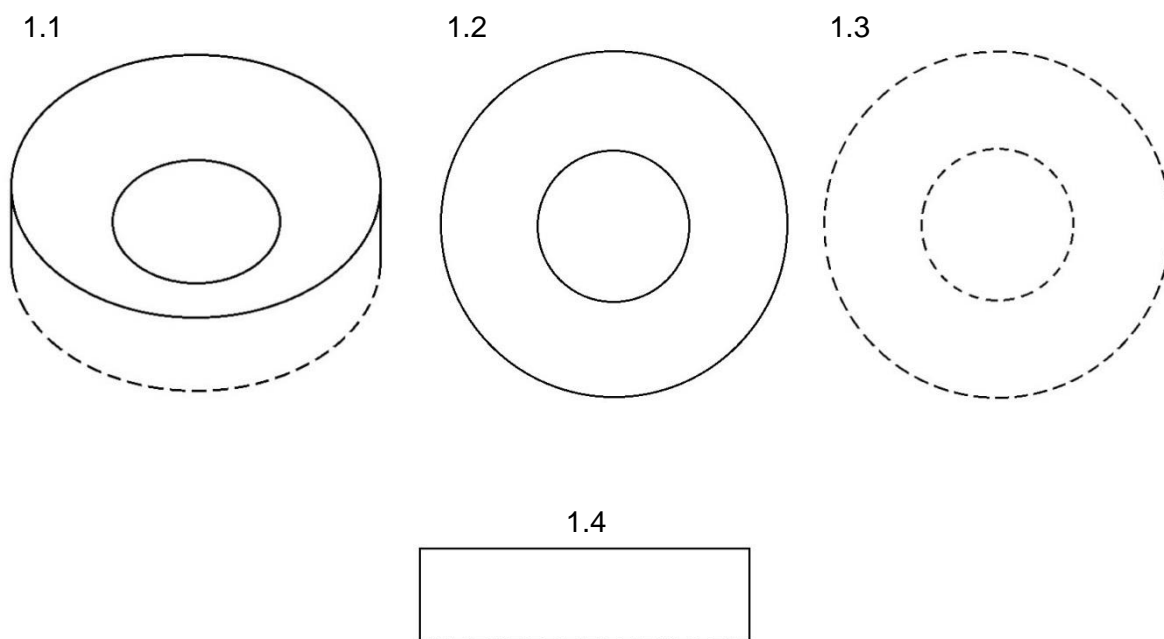
III. 製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状が不明確な場合

保護を求める意匠の範囲が、提出された図と付加的な説明の記載の限りでは未だ明確に特定できない場合、意匠が十分に開示されていないと審査官庁が判断する場合がある。

問題となり得る例

図面に陰影が施されていないため、曲面を有する立体的な製品の輪郭形状が、表現物中に明確に表されていない。

製品の表示：“*Pharmaceutical tablet*”



凡例

1.1) Perspective (front, top and right); 1.2) Top; 1.3) Bottom; 1.4) Front.

説明

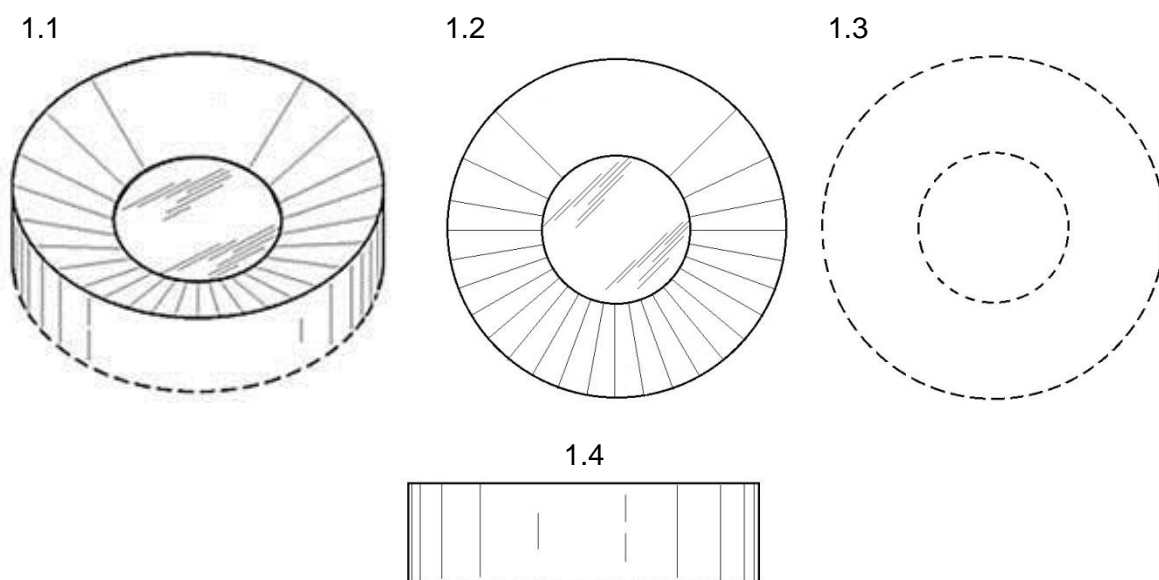
The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. The left side view, the right side view and the back view are omitted because they are identical with the front view, respectively.

ガイドランス NO. 3

製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状を示す陰影、網掛け、点又は線を施す。

- (a) 製品の立体表面の凹凸や輪郭形状を表すのが困難な場合、陰影、網掛け、点又は線を表現物中に施す。^{9 10}
- (b) 保護を求める意匠の範囲について混乱を招くおそれがある場合、保護を求めない部分には、陰影、網掛け又は線を施さない。
- (c) 表面模様との混同を避けるため、表現物中に施された陰影、網掛け又は線の目的を、説明中に明確に記載する。¹¹

ガイドランス No. 3 を踏まえた例

凡例

1.1) Perspective (front, top and right); 1.2) Top; 1.3) Bottom; 1.4) Front.

説明

The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. The parallel thin lines and the radial thin lines in the representation represent contours only and do not illustrate an ornamentation or decoration on the surface of the product. The left side view, the right side view and the back view are omitted because they are identical with the front view, respectively.

⁹ 製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状を表すため、陰影や網掛け等の代わりに、コンピューターグラフィックス (CG) を使用した表現物中でレンダリングを使用することが可能である。

¹⁰ 日本及び/又は中国を指定する場合、製品の立体表面の凹凸や輪郭形状を具体的に表すために断面図や斜視図を提出する方が、表現物中に陰影や網掛け等を施すよりも、より好ましい方法であることに留意すべきである。

¹¹ ブラジル及び/又はカナダ及び/又はアメリカ合衆国を指定する場合、陰影、網掛け又はその他の線について説明を要しない場合もあれば、意匠が完全に開示・理解されるために、さらに説明が必要な場合もあることに留意すべきである。

IV. 保護を求める意匠の表現物の形式や色が相違する場合

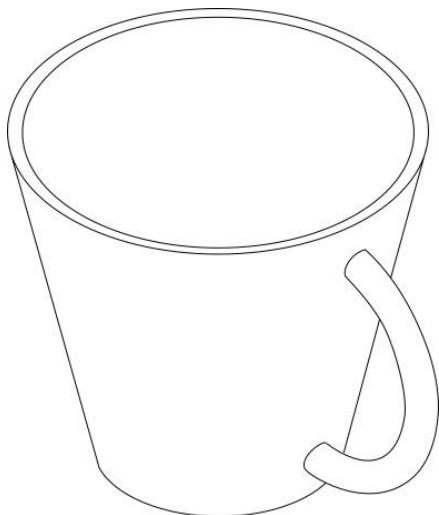
複製物のうちの1つ（あるいは一部）が異なる形式の場合、又は表現物のうちの1つ（あるいは一部）がカラーである場合、各複製物に表された保護を請求する意匠の内容、例えば、色や模様等が、相互に一致しないと審査官庁が判断する場合がある。

問題となり得る例

- 意匠の複製物の少なくとも一つが写真であり、残りが線図の場合。
- 意匠の複製物の少なくとも一つが線図であり、残りがCG図面の場合。
- 意匠の表現物の少なくとも一つがカラー図面であり、残りが白黒図面の場合。

製品の表示：“Cup”

1.1



1.2



注釈：複製物 1.1 は線図、複製物 1.2 はカラーのCG図面。

ガイドランス NO. 4

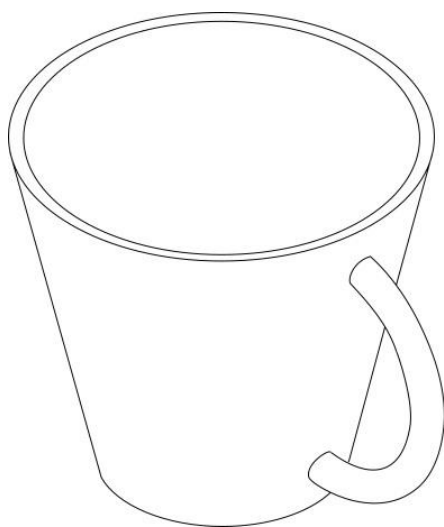
異なる形式の複製物を混在させない。白黒図面とカラー図面とを混在させない。

- (a) 全ての複製物を同じ形式にする。¹²
- (b) 全ての表現物を、白黒図面又はカラー図面のどちらかにする。

ガイドランス No. 4 を踏まえた例

同一の国際出願において、意匠1は線図の形式で表され、意匠2はCG図面の形式で表されている。意匠1は白黒で、意匠2はカラーで別の意匠として表されている。

1.1



2.1



¹² カナダ及び/又は日本及び/又はルーマニアを指定する場合、意匠の色、模様又はその他の要素について、複製物間の矛盾を審査官が発見しない限り、異なる形式の複製物を混在させることは許容される。

各ガイドンスが考慮されるべき締約国を表したリスト

ガイドンス	BR	CA	CN	HU	IL	JP	KG	KR	MD	MX	RO	RU	SY	US
	ガイドンス NO. 1													
(a)(i) 立体的な製品の6面図又は平面的な製品の表裏面図を提出する。	*	*	◎		*	◎		○	○	*	◎	*	◎	*
(a)(ii) 6面図の代わりに、斜視図を提出する。	*	*	X	○	*			○	○	○	○	*	○	*
(a)(iii) 各図を同一縮尺で表す。	○	○	◎		◎	◎		○	◎	○	◎	◎	◎	○
(a)(iv) 各図の方向を示す。	◎	○	○	X	◎	◎		○	○	○	◎	◎	◎	◎
(a)(v) 複数の意匠が含まれる場合、意匠ごとに十分な数の図を提出する。	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎	○	◎		◎	○	◎
特定の図を省略する場合														
(b) 省略した図と省略の理由を説明する。	◎	*	◎	X	*	◎		◎	○	X	○	X	◎	*
製品の特定部分のみの保護を求める場合														
(c)(i) ディスクレーマーにより保護を求めない製品の部分を示した図を提出する。	*	◎	○	◎	*	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	*
(c)(ii) 保護を求めない部分の特定方法を説明する。	◎	◎	○	○	◎	◎		○	○	○	◎	◎	◎	◎
ガイドンス NO. 2														
(a) 意匠を十分に開示するために必要な場合は、製品の特定部分の構成を明確に開示するその他の特定の図を、出願時に提出する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○	○	○	◎	◎
(b) その他の特定の図についての適切な凡例又は説明を記載する。	◎	◎	○	X	◎	◎		○	○	○	○	○	◎	◎
(c) 拡大図や断面図が製品のどの部分を表されたものであるのかを記載する。	◎	◎	○	X	◎	◎		○	◎	◎	○	○	◎	◎
ガイドンス NO. 3														
(a) 製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状を示す陰影、網掛け又は線を施す。	◎	◎	X	○	○			○	○	○	○	○	○	◎
(b) 保護を求める意匠の範囲について混乱を招くおそれがある場合は、保護を求めない部分には、陰影、網掛け又は線を施さない。	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎	X	◎	
(c) 表現物中に施された陰影、網掛け又は線の目的を説明する。	○	○	*	X		◎		○	○	X	○	○	◎	○
ガイドンス NO. 4														
(a) 異なる形式の複製物を混在させない。	◎	*	*	◎	◎	○		○	○	○	○	◎	○	◎
(b) 白黒図面とカラー図面とを混在させない。	◎	◎	*	◎	◎	◎		○	◎	○	○	◎	◎	◎

◎: 強く推奨 ○: 推奨 X: 推奨しない * : 適切な方法であるかは、場合による。ガイドンスの詳細を参照。

BR: ブラジル、CA: カナダ、CN: 中国、HU: ハンガリー、IL: イスラエル、JP: 日本、KG: キルギスタン、
KR: 大韓民国、MD: モルドバ共和国、MX: メキシコ、RO: ルーマニア、RU: ロシア連邦、
SY: シリア・アラブ共和国、US: アメリカ合衆国

これら官庁による記述は、一般的な性質のものであり、このガイダンスに掲載した特定の例を参照していないことにご注意ください。